

令和4年2月17日

市町長・県知事 様

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善に係る要望

全国社会福祉法人経営者協議会 会長 磯 彰 格
栃木県社会福祉法人経営者協議会 会長 高 澤 茂 夫

【 要 望 事 項 】

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について
介護職員と同様に必要な処遇改善を行うため
老人保護措置費に係る支弁額等を引上げてください。

※支弁額等の改定に伴い生じる経費は、令和4年度より地方交付税措置

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、令和3年度補正予算において、介護職員等の処遇改善が行われています。

社会福祉法人においては、厳しい経営状況にあっても、高水準の人件費を維持し、養護老人ホーム及び軽費老人ホームを含むすべての福祉従事者の処遇改善を図るべく努力しております。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は、今般の処遇改善施策の対象となっていませんが、介護職員と同様に、エッセンシャルワーカーとして、高齢者の生活を支えるうえで重要な社会的な役割を果たしており、処遇改善を図ることが必要です。

また、介護と高齢者福祉などの複数の事業を運営する社会福祉法人では、法人内における高齢者福祉施設間での不均衡や職員の不公平感が大きな経営課題となっております。

厚生労働省からも、各都道府県・指定都市・中核市に対し、上記職員の処遇改善の重要性が示され、「老人保護措置費に係る支弁額等」(養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額と軽費老人ホームの利用料及び徴収額)の適切な改定が要請されております。

つきましては、この改定に要する経費については、令和4年度から地方交付税措置が講じられることも示されており、貴自治体においても、令和4年度予算編成にあたり、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員に必要な処遇改善を行うため、「老人保護措置費に係る支弁額等」を引上げていただくようお願いいたします。

(県あて)また、都道府県におかれましては、管内市町村で処遇改善のための適切な改定が実施されるよう、施策の必要性等の周知と支援を引き続きお願いいたします。